



山形県公報

令和7年9月30日（火）
第643号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 漁船損害等補償法の規定による付保義務発生のための同意の認定……………（水産振興課）…985
- 県営土地改良事業計画の決定……………（置賜総合支庁農村計画課）…986
- 県営土地改良事業計画の変更……………（庄内総合支庁農村計画課）…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………987
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 資金管理団体の指定……………991
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同

### 公 告

- 山形県労働委員会委員候補者の推薦……………（雇用・産業人材育成課）…992
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………（農業経営・所得向上推進課）…993
- 同……………（同）…994
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…995

## 告 示

### 山形県告示第669号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は全てその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意があったものと認める。

令和7年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 加 入 区 の 名 称 | 区 域                                  |
|-------------|--------------------------------------|
| 北 部 加 入 区   | 酒田市の区域（酒田市飛島の区域を除く。）及び飽海郡遊佐町の区域      |
| 中 部 加 入 区   | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。） |
| 南 部 加 入 区   | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。） |

**山形県告示第670号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営千代田地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営千代田地区土地改良事業計画書（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））の写し
- 2 縦覧に供する場所  
高畠町役場及び川西町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和7年9月30日から同年10月29日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第671号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営宝谷地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営宝谷地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和7年10月2日から同月31日まで
- 4 その他
  - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和7年9月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日          |
|-----------|--------|----------|----------------|----------------|
| 参政党山形第2支部 | 大塚栄一   | 大乘寺順子    | 山形市東原町4丁目12-22 | 令和<br>6. 7. 16 |

山形県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和7年9月30日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

1 政党の支部

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名 | 異動事項       | 内 容                    |                          | 異動年月日         |
|------------------|--------|------------|------------------------|--------------------------|---------------|
|                  |        |            | 新                      | 旧                        |               |
| 自由民主党天童市支部       | 鈴木照一   | 会計責任者の氏名   | 武田正二                   | 遠藤敬知                     | 令和<br>6. 6. 1 |
| 参政党山形第3支部        | 山崎侑斗   | 主たる事務所の所在地 | 酒田市西野町4番27号            | 酒田市新橋3丁目1-157 KEIYO新橋102 | 同<br>7. 1. 6  |
| 自由民主党山形県自動車販売支部  | 高橋修    | 代表者の氏名     | 高橋修                    | 小関真一                     | 同<br>2. 14    |
| 自由民主党南陽支部        | 柴田正人   | 会計責任者の氏名   | 鈴木崇                    | 石黒百合子                    | 同<br>2. 21    |
| 自由民主党山形県ちんたい支部   | 吉田敬裕   | 主たる事務所の所在地 | 山形市桜田東4-9-23 J. YPLAZA | 山形市北町4-3-32              | 同<br>2. 25    |
|                  |        | 代表者の氏名     | 吉田敬裕                   | 服部武彦                     |               |
|                  |        | 会計責任者の氏名   | 新関怡汪                   | 吉田敬裕                     |               |
| 自由民主党山形県自動車整備支部  | 小関真一   | 代表者の氏名     | 小関真一                   | 鈴木吉徳                     | 同<br>3. 12    |
| 自由民主党山形県東置賜郡第五支部 | 相田日出夫  | 会計責任者の氏名   | 相田洋一                   | 田宮利男                     | 同<br>3. 27    |
| 自由民主党山形県鶴岡市第六支部  | 石塚慶    | 会計責任者の氏名   | 菅健太                    | 伊藤直樹                     | 同<br>3. 31    |
| 自由民主党山形県新庄市第一支部  | 佐藤文一   | 主たる事務所の所在地 | 新庄市本町3-51              | 新庄市小田島町7-48              | 同<br>4. 1     |

|                  |         |            |                      |                  |            |
|------------------|---------|------------|----------------------|------------------|------------|
| 自由民主党三川町支部       | 町 野 昌 弘 | 主たる事務所の所在地 | 東田川郡三川町大字成田新田字内島野240 | 東田川郡三川町横山字城下79－2 | 同<br>4. 18 |
|                  |         | 代表者の氏名     | 町 野 昌 弘              | 志 田 徳 久          |            |
| 自由民主党山形県郵政政治連盟支部 | 沼 尻 明 男 | 主たる事務所の所在地 | 東村山郡山辺町大字根際1098－2    | 寒河江市小沼町142－1     | 同<br>4. 21 |
|                  |         | 代表者の氏名     | 沼 尻 明 男              | 荒 木 尚 人          |            |
|                  |         | 会計責任者の氏名   | 福 井 佳 代 子            | 近 松 和 朗          |            |
| 自由民主党高畠町支部       | 武 田 修   | 主たる事務所の所在地 | 東置賜郡高畠町大字安久津35       | 東置賜郡高畠町大字高畠156－2 | 同<br>5. 11 |
|                  |         | 代表者の氏名     | 武 田 修                | 相 田 日 出 夫        |            |
|                  |         | 会計責任者の氏名   | 西 方 茂 太              | 平 誠              |            |
| 自由民主党真室川町支部      | 菅 原 道 雄 | 主たる事務所の所在地 | 最上郡真室川町木ノ下850        | 最上郡真室川町大字木ノ下637  | 同<br>5. 22 |
|                  |         | 代表者の氏名     | 菅 原 道 雄              | 五 十 嵐 久 芳        |            |
|                  |         | 会計責任者の氏名   | 小 松 健 弥              | 高 橋 秀 則          |            |
| 自由民主党山形県建設支部     | 太 田 政 往 | 会計責任者の氏名   | 川 井 信 哉              | 佐 原 伸 児          | 同<br>5. 23 |
| 立憲民主党山形県第3区総支部   | 落 合 拓 磨 | 主たる事務所の所在地 | 酒田市東中の口町2－3          | 酒田市飛鳥234番地2      | 同<br>6. 17 |
|                  |         | 代表者の氏名     | 落 合 拓 磨              | 石 黒 覚            |            |
| 立憲民主党山形県総支部連合会   | 高 橋 啓 介 | 代表者の氏名     | 高 橋 啓 介              | 石 黒 覚            | 同<br>6. 22 |
|                  |         | 会計責任者の氏名   | 木 村 正 弘              | 根 上 定 勝          |            |
| 自由民主党酒田支部        | 渡 部 佐 界 | 代表者の氏名     | 渡 部 佐 界              | 高 橋 千 代 夫        | 同<br>6. 24 |
|                  |         | 会計責任者の氏名   | 松 本 国 博              | 佐 藤 喜 紀          |            |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名  | 異 動 事 項    | 内 容                   |             | 異動年月日          |
|-----------|---------|------------|-----------------------|-------------|----------------|
|           |         |            | 新                     | 旧           |                |
| そ よ か ぜ 会 | 柏 倉 一 夫 | 主たる事務所の所在地 | 山形市桜田南12－30           | 上山市河崎2－4－31 | 令和<br>6. 3. 28 |
| 南 陽 里 親 会 | 佐 藤 信 行 | 主たる事務所の所在地 | 南陽市赤湯2961－6－菅原ハイツ203号 | 南陽市赤湯2954－8 | 同<br>4. 30     |
| 山科さちこの会   | 山 科 幸 子 | 代表者の氏名     | 山 科 幸 子               | 佐 々 木 幸 治   | 同<br>5. 20     |
|           |         | 会計責任者の氏名   | 山 科 優                 | 石 山 秀 雄     |                |

|                |         |                       |                                                        |                   |              |
|----------------|---------|-----------------------|--------------------------------------------------------|-------------------|--------------|
| 山形県土地家屋調査士政治連盟 | 今 野 繁   | 代表者の氏名                | 今 野 繁                                                  | 相 田 治 孝           | 同<br>5. 29   |
|                |         | 会計責任者の氏名              | 島 津 賢 太 郎                                              | 小 座 間 育 夫         |              |
| 山形県美容政治連盟      | 桑 原 通 夫 | 会計責任者の氏名              | 平 吹 正 人                                                | 水 野 正 登           | 同<br>6. 1    |
| 鈴木光一後援会        | 鈴 木 光 一 | 会計責任者の氏名              | 安 藤 清 美                                                | 菅 井 信 彦           | 同<br>7. 1    |
| 石黒さとる後援会       | 石 黒 覚   | 会計責任者の氏名              | 根 上 定 勝                                                | 前 田 豊 栄           | 同<br>10. 7   |
|                |         | 国会議員関係政治団体の区分         | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |              |
|                |         | 公職の種類（第1号）            | 衆 議 院 議 員                                              | —                 |              |
|                |         | 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号） | 石黒覚、衆議院議員                                              | —                 |              |
| 加藤鮎子酒田飽海地区後援会  | 前 田 直 之 | 会計責任者の氏名              | 宮 川 岳                                                  | 加 藤 正 行           | 同<br>7. 1. 1 |
| 加藤鮎子新庄最上地区後援会  | 山 尾 順 紀 | 会計責任者の氏名              | 宮 川 岳                                                  | 加 藤 正 行           | 同            |
| 佐藤よしのり後援会      | 佐 藤 喜 紀 | 代表者の氏名                | 佐 藤 喜 紀                                                | 根 岸 捷 彦           | 同<br>1. 15   |
| 佐藤伸二後援会        | 遠 田 聡   | 会計責任者の氏名              | 佐 藤 玲 子                                                | 佐 藤 均             | 同<br>1. 24   |
| 武田さとし後援会       | 武 田 聡   | 会計責任者の氏名              | 三 浦 聡                                                  | 鹿 野 雅 斗           | 同            |
| 高橋けいすけ後援会      | 高 橋 啓 介 | 会計責任者の氏名              | 渡 邊 優                                                  | 土 屋 晃 悦           | 同<br>1. 31   |
| 安藤浩夫を励ます会      | 安 藤 浩 夫 | 会計責任者の氏名              | 安 藤 浩 夫                                                | 安 藤 智 之           | 同<br>2. 7    |
| テイク・オフ21       | 三 浦 聡   | 代表者の氏名                | 三 浦 聡                                                  | 高 橋 遼             | 同<br>2. 12   |
|                |         | 会計責任者の氏名              | 鈴 木 貴 昌                                                | 三 浦 聡             |              |
| 皆 川 治 後 援 会    | 今 野 良 和 | 代表者の氏名                | 今 野 良 和                                                | 村 上 龍 男           | 同<br>2. 16   |
|                |         | 会計責任者の氏名              | 水 口 直 樹                                                | 佐 藤 英 成           | 同<br>2. 18   |
|                | 佐 藤 光 雄 | 代表者の氏名                | 佐 藤 光 雄                                                | 今 野 良 和           | 同<br>5. 18   |
| 小松健弥後援会        | 小 松 健 弥 | 代表者の氏名                | 小 松 健 弥                                                | 黒 坂 正 満           | 同<br>2. 18   |

|               |         |            |           |             |            |
|---------------|---------|------------|-----------|-------------|------------|
| 対話で鶴岡を元気にする会  | 皆 川 治   | 会計責任者の氏名   | 水 口 直 樹   | 佐 藤 英 成     | 同          |
| 森田廣後援会        | 堀 正 彦   | 代表者の氏名     | 堀 正 彦     | 池 田 勇 一     | 同<br>3. 1  |
| 石山ひろあき後援会     | 石 山 廣 昭 | 会計責任者の氏名   | 石 山 廣 昭   | 石 山 広 義     | 同<br>3. 5  |
| 矢吹えいしゅう後援会    | 矢 吹 栄 修 | 会計責任者の氏名   | 矢 野 博 之   | 矢 吹 海 慶     | 同<br>3. 6  |
| 菊地英雄後援会       | 菊 地 英 雄 | 代表者の氏名     | 菊 地 英 雄   | 竹 田 理 吉     | 同<br>3. 11 |
|               |         | 会計責任者の氏名   | 竹 田 彰     | 津 田 辰 夫     |            |
| 木村よしひろ後援会     | 遠 田 光 俊 | 会計責任者の氏名   | 木 村 芳 浩   | 木 村 弘 子     | 同<br>3. 12 |
| 栗林ひろ子後援会      | 田島耕太郎   | 政治団体の名称    | 栗林ひろ子後援会  | 栗林浩子後援会     | 同          |
|               |         | 会計責任者の氏名   | 栗 林 浩 子   | 海 和 義 雄     |            |
| 山形県自動車整備政治連盟  | 小 関 眞 一 | 代表者の氏名     | 小 関 眞 一   | 鈴 木 吉 徳     | 同          |
| 幸福実現党庄内後援会    | 伊 藤 洋 一 | 会計責任者の氏名   | 大 場 糸     | 成 田 庄 子     | 同<br>3. 14 |
| 高橋冠治後援会       | 池 田 昭   | 代表者の氏名     | 池 田 昭     | 池 田 春 一     | 同          |
| ながさわ愛と未来をつくる会 | 長 澤 愛   | 会計責任者の氏名   | 竹 内 香     | 川 口 千 春     | 同<br>3. 15 |
| 酒田TRY21       | 相 馬 悠 祐 | 会計責任者の氏名   | 小 松 大 悟   | 小 林 赳 大     | 同<br>3. 21 |
| 田中斉後援会        | 佐藤紀巳雄   | 会計責任者の氏名   | 田 中 泉     | 阿 部 浩 三     | 同          |
| 山形県民社協会酒田支部   | 相 馬 悠 祐 | 会計責任者の氏名   | 小 松 大 悟   | 小 林 赳 大     | 同          |
| 池田ひろお後援会      | 佐 藤 邦 夫 | 会計責任者の氏名   | 斎 藤 知 之   | 佐々木 浩 希     | 同<br>3. 24 |
| 栗田保則後援会       | 栗 田 貢   | 代表者の氏名     | 栗 田 貢     | 栗 田 鉄 男     | 同          |
|               |         | 会計責任者の氏名   | 柿 崎 一 志   | 柿 崎 和 雄     |            |
| すわ洋子後援会       | 諏 訪 洋 子 | 会計責任者の氏名   | 蘆 野 眞 一 郎 | 芦 野 眞 一 郎   | 同          |
| 相田ひでお後援会      | 大 浦 英 祐 | 会計責任者の氏名   | 相 田 洋 一   | 新 藤 孝       | 同<br>3. 27 |
| 齊藤栄治後援会       | 武 田 直 義 | 代表者の氏名     | 武 田 直 義   | 五 十 嵐 喜久次郎  | 同          |
| 佐藤文一を応援する会    | 田 澤 雅 宏 | 主たる事務所の所在地 | 新庄市本町3－51 | 新庄市小田島町7－53 | 同<br>4. 1  |

|                |         |            |                    |                   |            |
|----------------|---------|------------|--------------------|-------------------|------------|
| 山形県商工青年政治連盟    | 芦 野 政 隆 | 代表者の氏名     | 芦 野 政 隆            | 難 波 裕 朋           | 同<br>4. 22 |
|                |         | 会計責任者の氏名   | 加 藤 健 吾            | 佐 藤 直 哉           |            |
| 山形県木材産業政治連盟    | 安 部 雄 祐 | 代表者の氏名     | 安 部 雄 祐            | 松 田 賢             | 同<br>5. 22 |
| 山形県社会保険労務士政治連盟 | 鉄 浩 二   | 代表者の氏名     | 鉄 浩 二              | 高 橋 久 義           | 同<br>5. 30 |
| うめつ博士後援会       | 大 沼 有 康 | 代表者の氏名     | 大 沼 有 康            | 井 上 尚             | 同<br>6. 1  |
| 比嘉なつみ山形県後援会    | 土 門 宏 樹 | 会計責任者の氏名   | 大 沼 浩              | 大 江 政 彦           | 同          |
| 矢口あきこ後援会       | 矢 口 明 子 | 主たる事務所の所在地 | 酒田市浜田 1 丁目 9 番 21号 | 酒田市松原南24－ 2       | 同          |
| 山形県歯科医師連盟      | 土 門 宏 樹 | 会計責任者の氏名   | 大 沼 浩              | 大 江 政 彦           | 同          |
| 山田宏山形県後援会      | 土 門 宏 樹 | 会計責任者の氏名   | 大 沼 浩              | 大 江 政 彦           | 同          |
| 小島はじめ後援会       | 吉 沢 穰   | 代表者の氏名     | 吉 沢 穰              | 田 島 恵 一           | 同<br>6. 6  |
|                |         | 会計責任者の氏名   | 小 島 卓 二            | 神 尾 茂 雄           |            |
| 高 橋 淳 後 援 会    | 太田三千夫   | 代表者の氏名     | 太 田 三 千 夫          | 齋 藤 博 也           | 同<br>6. 7  |
| 歩みの会筒井義昭後援会    | 筒 井 義 昭 | 会計責任者の氏名   | 筒 井 義 昭            | 赤 塚 孝 義           | 同<br>6. 10 |
| 五十嵐一明後援会       | 五十嵐雄幸   | 政治団体の名称    | 五 十 嵐 一 明 後 援 会    | い が ら し 一 明 後 援 会 | 同          |

山形県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 2 項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

|                       |           |           |              |                |
|-----------------------|-----------|-----------|--------------|----------------|
| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公 職 の 種 類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地   | 指定年月日          |
| 佐 藤 喜 紀               | 山形県議会議員   | 佐藤よしのり後援会 | 酒田市穂積字下市神146 | 令和<br>7. 1. 15 |

山形県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項第 3 号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和 7 年 9 月 30 日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 粕 谷 真 生

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 内 容              |               | 異動年月日          |
|------------------|-----------|------------|------------------|---------------|----------------|
|                  |           |            | 新                | 旧             |                |
| 菊 池 大二郎          | 大 二 郎 の 会 | 公職の種類      | 衆 議 院 議 員        | 山 形 県 議 会 議 員 | 令和<br>6. 9. 24 |
| 石 黒 覚            | 石黒さとる後援会  | 公職の種類      | 衆 議 院 議 員        | 山 形 県 議 会 議 員 | 同<br>10. 9     |
| 矢 口 明 子          | 矢口あきこ後援会  | 主たる事務所の所在地 | 酒田市浜田1丁目9<br>－21 | 酒田市松原南24－2    | 同<br>7. 6. 1   |

## 公 告

山形県労働委員会の第49期委員の補欠の労働者委員を1名任命したいので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和7年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 推薦資格を有するもの

山形県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の山形県労働委員会の証明を受けた労働組合

2 推薦される者の資格

拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。

3 推薦手続

別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

(1) 被推薦者の履歴書

(2) 委員に就任することについての被推薦者の内諾書

(3) 推薦をする労働組合の労働組合法施行令第21条第3項の規定による山形県労働委員会の証明書

4 推薦期間

令和7年10月10日（金）から同月17日（金）まで

5 推薦書の提出先

産業労働部雇用・産業人材育成課

別記様式

山形県知事 殿

年 月 日

事務所の所在地  
(電話番号 )  
労働組合名  
代表者氏名 印

推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の第49期委員の補欠の労働者委員の候補者の推薦の求めに応じ、当該委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

| 氏 名 | 生年月日       | 住 所<br>(電話番号) | 連絡先<br>(電話番号) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|------------|---------------|---------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日生( 歳) | 郵便番号          | 郵便番号          |     |     |     |

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番       | 地目 | 面積（平方メートル） |
|--------------|----|------------|
| 鶴岡市友江字村裏152番 | 田  | 2,894      |
| 鶴岡市友江字村裏153番 | 田  | 610        |

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和8年2月 | 10年  | 385,440円     |

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年10月14日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番      | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-------------|----|------------|
| 鶴岡市黒川字大杉25番 | 田  | 160        |

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和8年2月 | 5年   | 8,000円       |

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年10月14日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番            | 地目 | 面積（平方メートル） |
|-------------------|----|------------|
| 鶴岡市羽黒町町屋字歳ノ神48番 1 | 田  | 3,144      |

## 2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

## 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|------------|------|--------------|
| 令和 8 年 2 月 | 5 年  | 0円           |

## 5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和 7 年10月14日までに意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

## (2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和 7 年 9 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番       | 地目 | 面積（平方メートル） |
|--------------|----|------------|
| 鶴岡市藤沢字中辻202番 | 田  | 2,207      |
| 鶴岡市藤沢字中辻203番 | 田  | 2,970      |

## 2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

## 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和8年2月 | 5年   | 388,275円     |

## 5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年10月14日までに意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

## (2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課